字平左原　一〇一〇四番　三号及び四号
四五六九番　五号及び二十八号
四五六二番　八号及び九号
一〇〇四二番九五　十号
一〇〇四二番九一　十一号
一〇一一七番　十三号
一〇一一六番一〇　十四号及び十五号
一〇一一六番一三　十六号
一〇〇六六番一　十八号
一〇一一六番五　十九号
一〇〇四二番九三　二十一号
一〇一一五番三　二十二号及び二十四号
一〇一一五番四　二十三号
四五七三番　二十五号
四五六三番二　二十六号
四五六三番一　二十七号
四五七二番　二十九号
四五五八番　六号
一〇一一八番二二　七号
字大光寺原ノ上　一〇〇六七番二　十二号及び二十号
一〇〇六七番一一　十七号

○国土交通省告示第千七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

押出沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県上田市上田原の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°22′56.8356″	138°13′41.5877″
2	36°22′57.1496″	138°13′41.3881″
3	36°22′57.2407″	138°13′41.5790″
4	36°22′57.0703″	138°13′41.8855″
5	36°22′57.0114″	138°13′42.1562″
6	36°22′57.3900″	138°13′42.5961″
7	36°22′57.4755″	138°13′42.9382″
8	36°22′57.3194″	138°13′43.8890″
9	36°22′56.8639″	138°13′44.3815″
10	36°22′55.8190″	138°13′44.6676″
11	36°22′54.2225″	138°13′44.7547″
12	36°22′52.1970″	138°13′47.9213″
13	36°22′51.5588″	138°13′47.7763″
14	36°22′53.4925″	138°13′43.4458″
15	36°22′54.9498″	138°13′42.2370″
16	36°22′55.1914″	138°13′40.9274″
17	36°22′55.3773″	138°13′40.7837″
18	36°22′56.1124″	138°13′41.1976″
19	36°22′56.6784″	138°13′41.4568″

○国土交通省告示第千八十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の七の規定により、同規則第九条第一号イに規定する登録実務講習を行う機関である一般社団法人全国農協観光協会から代表者を変更する旨の届出があったので、同規則第九条の十七第二号の規定により、次のとおり公示する。

令和八年八月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の変更

変更前	篠原　末治
変更後	村本　佳宜

二　変更の年月日　令和八年六月十日

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
七尾市千野町ほ五一番一から同市千野町ほ六〇番一まで	前	二八二・九六～二二五・一九六	〇〇・〇九六キロメートル	
	後	二八二・九六～二一七・四六	〇〇・〇九六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県島尻郡与那原町字与那原方切原一一〇六番から那覇市字上間前田原三四七番六まで	前	一八・〇〇～二二四・九六	五・六五五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二八・〇〇～二二四・二〇	五・五五〇	
	前	一八・〇〇～二二四・九六	五・六五五	
	後	B A 二八・〇〇～二二四・二〇	五・五五〇	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十一日

沖縄総合事務局長　小八木大成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県島尻郡南風原町字宮平内原四二六番一九から同町字新川崎山原一四六番一まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月二十一日